

## 福岡市自転車安全利用推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市自転車の安全利用に関する条例（平成24年条例第81号）第16条の規定に基づき、地域等における自転車の安全利用を促進するため、「福岡市自転車安全利用推進員」（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 推進員は、地域等における自転車の安全利用を推進するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車の安全利用に関する教育及び啓発
- (2) 自転車利用者に対する必要な指導
- (3) 市が行う自転車の安全利用を推進するための取組への協力

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内において前条に規定する活動を行う者で、当該活動に熱意を有する者
  - (2) 市長が指定する講習を受講した者
  - (3) 市長に委嘱の申込みをした者
- 2 前項第2号の講習は、委嘱の申込日から過去3年以内に受講したものに限る。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項第2号の講習を受講した者とみなす。
- (1) 財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者
  - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2に規定する技能検定員又は同法第99条の3に規定する教習指導員
- 4 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとし、再委嘱を妨げない。ただし、本人の申し出により委嘱期間を短くすることができる。
- 5 推進員には、報酬を支給しない。

(推進員証の交付)

第4条 市長は、推進員に対し推進員証（様式第1号）及び腕章（様式第2号）を交付する。

- 2 前項に規定する推進員証及び腕章の交付を受けた者は、推進員でなくなったときは、直ちに推進員証及び腕章を市長に返却しなければならない。

(推進員の義務)

第5条 推進員は、その活動を行うに当たっては、推進員証を携行しなければならない。街頭啓発活動においては、腕章を着用しなければならない。

- 2 推進員は、その活動を行うに当たっては、地域等の要望と意見を十分に尊重するよう努めるとともに、市民の正当な権利及び自由を害することのないよう十分に留意し、市民の理解と協力が得られる活動となるよう十分に配慮しなければならない。
- 3 推進員は、別に定める様式により、当該年度の活動に関する報告書を作成し、翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。
- 4 推進員は、関係法令並びに市長の助言及び指示に従わなければならない。

(活動の支援)

第6条 市長は、推進員に対し、第2条に規定する活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供及び啓発物の支給など、予算の範囲内で必要な支援を行うことができる。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 推進員から解嘱の申し出があったとき
- (3) 活動実態が認められないとき
- (4) その他推進員としてふさわしくない行為があったとき

(細目)

第8条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(表)

福岡市自転車安全利用推進員証	
氏 名	
交 付	
有効期限	
上記の者は、福岡市自転車の安全利用に関する条例 第16条第1項の規定により委嘱した福岡市自転車安全 利用推進員であることを証明する。	印
福 岡 市 長	

(裏)

<注意事項>
1 本推進員証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
2 本推進員証は、活動時には必ず携行すること。
3 本推進員証を紛失し、又は、甚だしく汚損したときは、 直ちに届け出て再交付を受けること。
4 本推進員証は、推進員でなくなったときは、必ず返還すること。

様式第2号 (第4条関係)

福 岡 市 自 転 車 安 全 利 用 推 進 員
---------------------------

## 市長が指定する講習について

福岡市自転車安全利用推進員設置要綱第3条第1項第2号の市長が指定する講習を次のとおり定める。

### 市長が指定する講習

講習の名称	実施主体
自転車安全教育指導者講習会	交通事故をなくす福岡県 県民運動本部
福岡市自転車安全利用推進員講習会	福岡市市民局
指導者養成講習会	財団法人 日本サイクリング協会